

1 調査の名称

農林水産物加工調査

2 調査の目的

農林水産業に関する施策への反映及び高知県の園芸冊子等への集計結果の掲載を行うため、県内の加工品の実態を把握する事を目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

高知県全域

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

農林水産物加工品の生産組織

【対象とする生産組織】

農業協同組合・農漁村女性グループ・生産者グループ（生産法人含む）等の生産者を構成員に含む2名以上の組織、または、法人をいい、食品製造事業者を除く。

【対象とする農林水産物加工品】

生産組織に所属する構成員が、生産または収穫した農林水産物を主要原材料として製造し、店舗等で販売した製品をいう。ただし、消費期限（製造日からおおむね5日以内の期限）を表示して販売しているものは除く。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約100団体

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

3 調査対象範囲 (2) に該当し、市町村が把握している生産組織を母集団とし調査を行う。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は別添の調査票を参照)

ア 生産組織の概要

イ 品目別生産販売状況

(本調査には、意識等に関する事項も含まれる。意識等に関する事項は調査票赤枠にて記載。)

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年度1年間の実績

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

・配布：高知県—市町村—報告者

・収集：報告者—高知県

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 □調査員調査 ■その他 (FAX)

[調査方法の概要]

・県が市町村に対し依頼し、市町村を通じて報告者へ郵送により調査関係資料を配布する。

・報告者は、記入した調査票を郵送又はFAXで提出するか、専用のURLからオンライン回答する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年9月上旬から10月末日まで